

高齢者のための新たな医療制度に関する更なる議論を求める意見書

今般、高齢者医療制度改革会議から「高齢者のための新たな医療制度等について」の中間とりまとめが出され、改革の基本方針が示されました。

しかしながら、今回の改革案は、医療制度改革の本質たる財政問題の改革に全く踏み込んでいません。

国民健康保険運営において、地方自治体は既に3,800億円もの一般会計からの繰り入れを余儀なくされています。医療費増大が保険料値上げに直結する現行制度下では、被保険者の負担は際限なく上がり、それを抑えるためには更なる自治体負担が必要となります。財政余力の多寡によって、住民の保険料負担に格差が生じ、ますます自治体間格差を拡大させる状況に陥ることを危惧せざるを得ません。

高齢化の伸展に伴う医療費の増大に対しては、国が責任を持って対応し、国民皆保険を守りながら制度を再構築する姿勢を示すべきであり、国民や自治体の不安を解消する義務があります。

医療保険は、国民生活の基本に係るセーフティーネットであり、国の責任において、すべての国民を対象に、給付の平等、負担の公平を図り、将来にわたって安定的で持続可能な制度を構築していくことが不可欠です。

現行制度廃止ありきで拙速に議論を進めれば、再び大きな混乱を来し、制度への深刻な不信を招きかねません。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、財政問題をはじめとした諸課題に正面から取り組み、国の責任を明確にし、再び大きな混乱をきたさぬよう拙速を避け、慎重に議論を尽くすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年10月28日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて